

# 令和3年度 職業訓練指導員免許取得講習(48時間講習)のご案内

【主催】青森県職業能力開発協会

青森市大字野尻字今田 43-1

TEL017-738-5561 FAX017-738-5551

この講習は、職業能力開発促進法施行規則第39条第1号に基づき、短期間に指導方法に関する最低必要な知識を習得させ、職業訓練指導員免許を与えようとするもので、厚生労働大臣の指定する職業訓練指導員免許取得講習(48時間講習)です。

受講希望者は、下記方法に基づいて手続きをお願いします。

## 【1】開催期間及び場所

令和4年1月17日(月)～22日(土) 8:30～17:15(連続6日間)

「弘前職業能力開発校」弘前市田町 5-3-3 Tel:(0172)35-9935

## 【2】受講資格

要 件	免許職種に 関して必要 な実務経 験 年数
① 免許職種に関する技能検定合格者(免許職種に係る1級・単一等級)	—
② 学校教育法による免許職種に関する学科を修めて大学を卒業した者	卒業後 2年
③ // 免許職種に関する学科を修めて短期大学又は高等専門学校を卒業した者	// 4年
④ 免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者(技能照査合格者)	修了後 1年
⑤ // 専門課程の高度職業訓練を修了した者(技能照査合格者)	// 3年
⑥ // 専門課程の高度職業訓練を修了した者(上記⑤に掲げる者を除く)	// 4年
⑦ // 普通課程の普通職業訓練を修了した者(技能照査合格者)	// 6年
⑧ // 普通課程の普通職業訓練を修了した者(上記⑦に掲げる者を除く)	// 7年
⑨ // 短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者	// 10年
⑩ // 専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者	// 10年
⑪ // 学校教育法による大学と同等以上と認められる外国の大学を卒業した者	卒業後 2年
⑫ // 旧法の認定職業訓練(3年)(※労働基準法技能者養成を修了した者を含む)	修了後 7年
⑬ 学校教育法による免許職種に関する学科を修めて高等学校を卒業した者	卒業後 7年
⑭ 免許職種に関し、旧法の職業訓練・認定職業訓練(2年3,600時間)を修了した者	修了後 8年
⑮ // 旧法の職業訓練(1年1,800時間)・公共職業補導所(1年1,824時間)を修了した者	// 10年
⑯ 旧総合職業補導所(1年1,824時間)を修了した者	// 10年
⑰ 家事サービス職業訓練担当者	—
⑱ 旧法の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者(技能照査合格者)	修了後 3年
⑲ 旧法の特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者(上記⑱に掲げる者を除く)	// 4年
⑳ 旧法の高等訓練課程の養成訓練を修了した者(技能照査合格者)	// 6年
㉑ 旧法の高等訓練課程の養成訓練を修了した者(上記⑳に掲げる者を除く)	// 7年
㉒ 旧法の専修訓練課程の養成訓練を修了した者	// 10年

### 【3】講習内容

講習科目	時間	科目の内容
職業訓練原理	4	職業訓練の沿革・意義・目的
教科指導法	16	訓練実施計画・指導の準備・指導のすすめ・教材の活用・訓練評価
労働安全衛生	3	安全管理・安全の確認・衛生管理・衛生と作業環境
訓練生の心理	7	訓練生の選抜・訓練生の特質の理解・技能習得
生活指導	6	生活指導の分野・生活指導の方法
関係法規	4	職業能力開発促進法・職業安定関係法・労働基準関係法
事例研究	6	作業分解・指導案・訓練実施計画・指導記録等の事例研究
確認テスト	2	上記全科目
計	48	

### 【4】申請書類

- (1)受講願書・履歴書 各1通(名字等に変更がある方のみ戸籍抄本を添付してください。)
- (2)受講資格を証する書類(実務経験証明書、合格・修了・卒業証明書の写し)
  - ア 受講資格 ①に該当する方は実務経験証明書の提出は不要です。
  - イ 受講資格 ②・③・⑪・⑬に該当する方は 履修科目が証明できる書類 を添付してください。
- (3)受講願書・履歴書・実務経験証明書は当協会及び下記認定職業能力開発校で無償で配布しております。

### 【5】申込方法及び受講料

受講願書等に必要事項をご記入のうえ、当協会又は下記認定職業能力開発校に提出してください。  
 なお、一度納入した受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご了承ください。

#### ア 当協会へお申込みの方

■受講料 14,000円 (テキスト「十一訂版職業訓練における指導の理論と実際」代金込み)

- ①受講資格等の審査後に、当協会から連絡を致しますので、その後に受講料を下記の口座へお振込み願います。

**振込先:青森銀行問屋町支店 普通預金No.87074 青森県職業能力開発協会**

- ②当協会への申込みについては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口では受付をしておりませんので、ご協力をお願い致します。

#### イ 認定職業能力開発校へお申込みの方

■受講料 15,000円 (テキスト「十一訂版職業訓練における指導の理論と実際」代金込み)

下記施設においても受講申込みを行っています。(※受講料は現金にて納入願います。)

校名	〒	住所	電話番号
八戸職業能力開発校	031-0001	八戸市類家二丁目 7-30	(0178) 22-5251
三沢職業能力開発校	033-0043	三沢市千代田町四丁目 140-44	(0176) 53-3690
十和田職業能力開発校	034-0001	十和田市大字三本木字千歳森 292-7	(0176) 23-3397
七戸職業能力開発校	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂 57-3	(0176) 62-2491
弘前職業能力開発校	036-8054	弘前市田町五丁目 3-3	(0172) 35-9935

### 【6】申込締切

令和3年11月30日(火)

### 【7】持参品

筆記用具、ノート、昼食、印鑑

### 【8】その他

- (1)下記に該当する方は、免許の取得ができません。
  - (ア)成年被後見人又は被保佐人
  - (イ)禁錮以上の刑に処せられた者
  - (ウ)職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない方
- (2)受講に関する注意事項等は、受講願書を受理した後、受講者に通知します。
- (3)講習最終日の確認テストに合格し、講習修了証書の交付を受けた者については、青森県手数料徴収条例により免許申請手数料として、県証紙代2,300円を当日徴収いたします。